

第1号議案

職員給与規程の変更について

(案)

新たに管理職手当を制定するとともに、平成28年人事院勧告を踏まえ扶養手当を変更することとし、別紙のとおり、職員給与規程の関連条項を変更する。

施行・適用日：平成29年4月1日（ただし、扶養手当に関する第11条の規定については、平成29年4月17日から施行して、平成29年4月1日に遡り適用する。）

以 上

職員給与規程 変更案 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(給与の区分)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は次の通りとする。 本給、地域手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第3条 職員の給与(通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下次項において同じ。)の支給日は、毎月20日とする。ただし、支給日が就業規則第19条に規定する休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。</p> <p>2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の本給、地域手当、扶養手当及び住宅手当並びに前月分の超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当及び特別勤務手当とする。</p> <p>第3条第3項～第10条 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 扶養親族の範囲は、次の各号に掲げる親族であって、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子及び</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(給与の区分)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は次の通りとする。 本給、地域手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、特別勤務手当、<u>管理職手当</u>、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第3条 職員の給与(通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下次項において同じ。)の支給日は、毎月20日とする。ただし、支給日が就業規則第19条に規定する休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。</p> <p>2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の本給、地域手当、扶養手当及び住宅手当並びに前月分の超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、特別勤務手当及び<u>管理職手当</u>とする。</p> <p>第3条第3項～第10条 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 扶養親族の範囲は、次の各号に掲げる親族であって、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子</p> |

孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる者については、13,000円とし、同項第2号～第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については、1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 （略）

第12条～第15条2項 （略）

（超過勤務手当）

第15条

3 勤務1時間当たりの給与の額は、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を就業規則第16条第1号に定める勤務時間から同規則同条第3項に定める休憩時間を差し引いた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

4 略

第16条～第18条 （略）

三 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、職務の級、前項各号の扶養親族及び適用年度ごとに別表5に定める額とする。

4 （略）

第12条～第15条2項 （略）

（超過勤務手当）

第15条

3 勤務1時間当たりの給与の額は、本給、これに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を就業規則第16条第1号に定める勤務時間から同規則同条第3項に定める休憩時間を差し引いた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

4 略

第16条～第18条 （略）

（管理職手当）

第19条 管理職手当は、第4条別表2の適用を受け、かつ第6条に記載された職務の区分に任じられた者を対象とし、別表6に定める額を支給する。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

第20条～第23条 略

附則 (略)

附則 (平成27年7月15日) (略)

附則 (平成27年9月2日) (略)

附則 (平成28年3月23日) 第1条～第3条 (略)

(勤勉手当に関する特例)

第4条 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する第21条第3項の規定については、以下のとおり、それぞれ読み替えて適用する。

附則 (平成28年3月23日) 第4条第1条第1項～第2条 (略)

附則 (平成29年2月15日) 第1条 (略)

(勤勉手当に関する特例)

第2条 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する第21条第3項の規定については、以下のとおり、それぞれ読み替えて適用する。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

第21条～第24条 略 (以下1条ずつ条ヅレ)

附則 (略)

附則 (平成27年7月15日) (略)

附則 (平成27年9月2日) (略)

附則 (平成28年3月23日) 第1条～第3条 (略)

(勤勉手当に関する特例)

第4条 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する第21条第3項の規定については、以下のとおり、それぞれ読み替えて適用する。

附則 (平成28年3月23日) 第4条第1条第1項～第2条 (略)

附則 (平成29年2月15日) 第1条 (略)

(勤勉手当に関する特例)

第2条 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する第21条第3項の規定については、以下のとおり、それぞれ読み替えて適用する。

電力広域的運営推進機関

附則（平成 29 年 2 月 15 日） 第 2 条第 1 項 1 号～第 2 項（略）

別表 1～4 （略）

附則（平成 29 年 2 月 15 日） 第 2 条第 1 項 1 号～第 2 項（略）

附則（平成 29 年 月 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 月 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、扶養手当に関する第 11 条の規定については、平成 29 年 4 月 17 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1～4 （略）

別表 5

| 扶養親族 (第 11 条第 2 項) | 職務の級 | 適用年度(4 月～翌年 3 月) | | | |
|-----------------------|---------|------------------|----------|----------|------------|
| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度以降 |
| 第 1 号 | 5 級以下 | 10,000 円 | 6,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 |
| | 6 級 | 10,000 円 | 6,500 円 | 3,500 円 | 3,500 円 |
| | 7 級以上 | 10,000 円 | 6,500 円 | 3,500 円 | 支給しない |
| 第 2 号 | 1 級～8 級 | 8,000 円 | 10,000 円 | 10,000 円 | 10,000 円 |
| 第 3 号～ 第 6 号 | 5 級以下 | 6,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 |
| | 6 級 | 6,500 円 | 6,500 円 | 3,500 円 | 3,500 円 |
| | 7 級以上 | 6,500 円 | 6,500 円 | 3,500 円 | 支給しない |

別表 6

| 等級 | 管理職手当 |
|-----|----------|
| 8 級 | 72,700 円 |
| 7 級 | 62,300 円 |
| 6 級 | 49,600 円 |
| 5 級 | 33,200 円 |

電力広域の運営推進機関